中小企業等外国出願支援補助金制度(令和3年度)について

2021年05月21日 執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

情報技術の活用で中小企業のグローバル化が進むなか、中小企業による外国商標登録出願が増えています。



中小企業による日本国商標出願件数の推移

中小企業による国際登録商標出願件数の推移

引用:特許行政年次報告書 2020 年版

しかしながら外国商標登録は1商標あたり数十万円程度の高額な費用が必要であり、進出すべき国夫々での商標登録が必要となるため、海外進出を進める中小企業にとって大きな金銭的な負担となっています。

そこで本稿では、日本特許庁が実施する「中小企業等海外出願支援事業補助金」について御紹介致します。

2 中小企業等海外出願支援補助金制度

本制度は海外進出を進める中小企業に対し海外出願に要する費用の半額を助成する制度であり、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)及び各都道府県等中小企業支援センター等が窓口となっています。

2.1 東京都の場合

例えば東京都が助成する事業は以下の通りです。

事業主体は「公益財団法人東京都中小企業振興公社」であり「東京都知的財産権総合センタ」が窓口となります。

助成対象者は都内の中小企業(個人事業者を含む)、中小企業団体、一般社団法人及 び一般財団法人となります。

助成対象経費は上記の対象者が行った外国商標出願の手数料、国内外代理人(弁理士)費用、翻訳費用、先行調査費用等となります。日本国消費税及び海外出願後の経費(中間手続経費、登録料、維持年金)等は対象外となります。外国商標出願は予め日本国で商標登録されていることが条件となります。

助成金は助成対象経費の1/2であり、1件の案件あたり60万円が上限となります。一企業が受け得るのは年度内あたり1商標のみとなります。

経費対象は令和3年4月1日から令和4年9月30日の間に、発注され費用支払が 完了する手続となります。

申込手続は所定の交付申請書に必要事項を記載の上、所定の書類を添付して窓口に 提出します。交付申請書は公社のウェブサイトからダウンロード可能です。

公社は提出書類に基づき助成の認否を審査し交付決定を行います。審査の材料は交付申請書の記載内容であり、特に交付申請書の第7欄の「2 出願の動機・目的・意欲」「3 出願国を選んだ理由」「5 市場性」「8 出願国での事業展開及び資金調達の見込み」の記載内容が重視されるようです。

申込期間は事前予約が必要であり、本稿作成時には第一期の事前予約が終了しておりますが、第二期の事前予約が令和3年8月30日から9月22日までとなっています。

制度の詳細につきましては以下のURL先のウェブページを御参照下さい。 https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/shohyo/

2.2 大阪府の場合

次いで大阪府が助成する事業は以下の通りです。

事業主体は「公益財団法人大阪産業局 MOBIO 事業部技術支援チーム」です。

助成対象者は大阪府内に本社を有する中小企業(個人事業者を含む)となります。 助成対象経費は上記の対象者が行った外国商標出願の手数料、国内外代理人(弁理

士)費用、翻訳費用等となります。日本国消費税、海外出願後の経費(中間手続経費、登録料、維持年金)等は対象外となります。先行調査費用は東京都と異なり対象外となります。外国商標出願は予め日本国で商標登録されていることが条件となります。

助成金は上記対象経費の1/2であり、1案件あたり60万円が上限となります。 一企業が受け得る案件は東京都と異なり2案件となります。

経費対象は交付決定(令和3年7月頃予定)後から令和3年12月31日までに完了する手続となります。期間外の手続は経費対象となりません。

申込手続は所定の交付申請書に必要事項を記載の上、所定の書類を添付して窓口に

提出します。交付申請書は当該チームのウェブサイトからダウンロード可能です。

当該チームは提出書類に基づき助成の認否を審査し交付決定を行います。審査の材料は交付申請書の記載内容であり、特に「10 外国特許庁への出願の動機・目的」「11 出願国における事業展開計画」「12 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要」の記載内容が重視されるようです。

本助成の申込期間は令和3年5月10日から5月28日までとなっています。申込期間は非常に短期間となっています。

制度の詳細につきましては以下のURL先のウェブページを御参照下さい。 https://www.m-osaka.com/jp/whatsnew/detail/003189.html

2.3 その他

御紹介した東京都及び大阪府以外の道府県でも同様の外国商標出願費用の助成が行われております。申込期間は道府県毎に異なります。詳細につきましては関連する夫々のウェブページを御参照下さい。また日本貿易振興機構(ジェトロ)でも同様の外国出願費用の助成が行われ、毎年6月中旬頃から申込期間が始まります(※本稿作成時に公示無し)。

御紹介した外国出願支援補助金制度は、対象となる商標が日本国で商標登録されていることが条件となります。日本国商標出願の費用助成につきましては独立行政法人中小企業基盤正義機構、東京都特別区の一部(千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区)、名古屋市及び豊田市等の自治体により行われております。詳細につきましては各自治体にお問い合わせください。

3 結び

海外進出を進める中小企業において国内外での商標登録は重要なファクタです。今 回御紹介した外国出願支援補助金を有効活用することで自らのブランドを防衛するこ とが大切です。

御不明な点がありましたらお気軽に弊所に御相談下さい。

以上